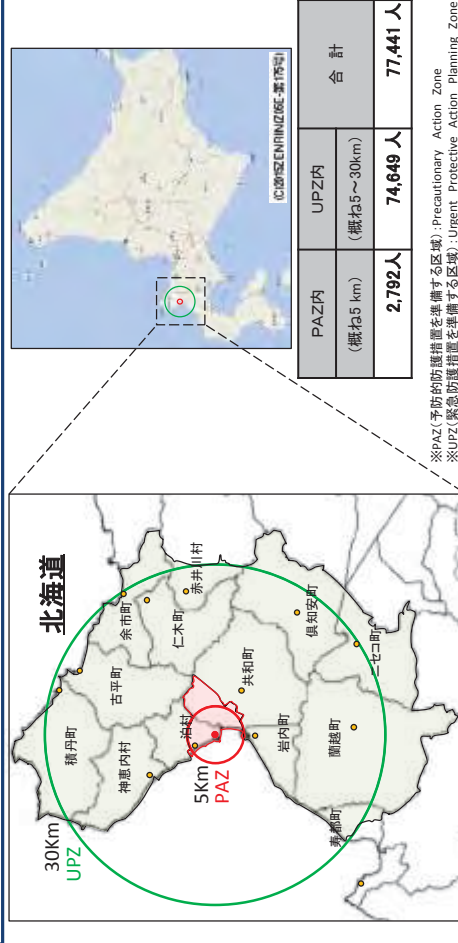


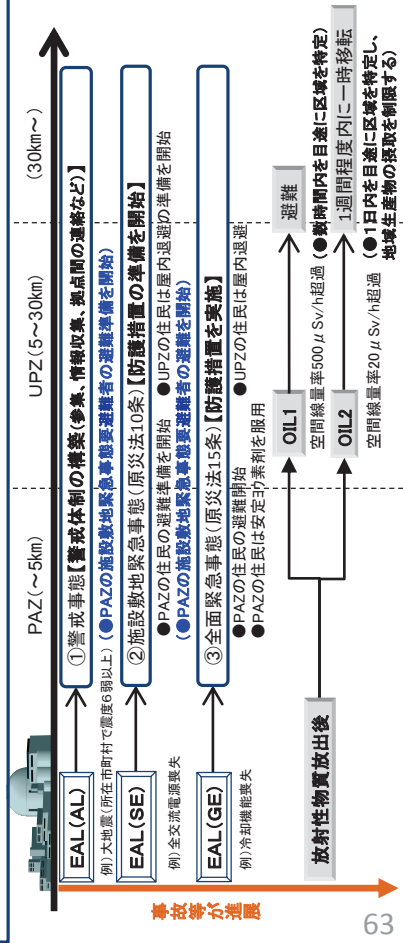
1. 泊地域の原子力災害対策重点区域

- 泊地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は77,441人（平成29年5月現在）。
- PAZ内の人口は泊村1,380人、共和町1,412人。
- UPZ内の人口は関係13町村74,649人。



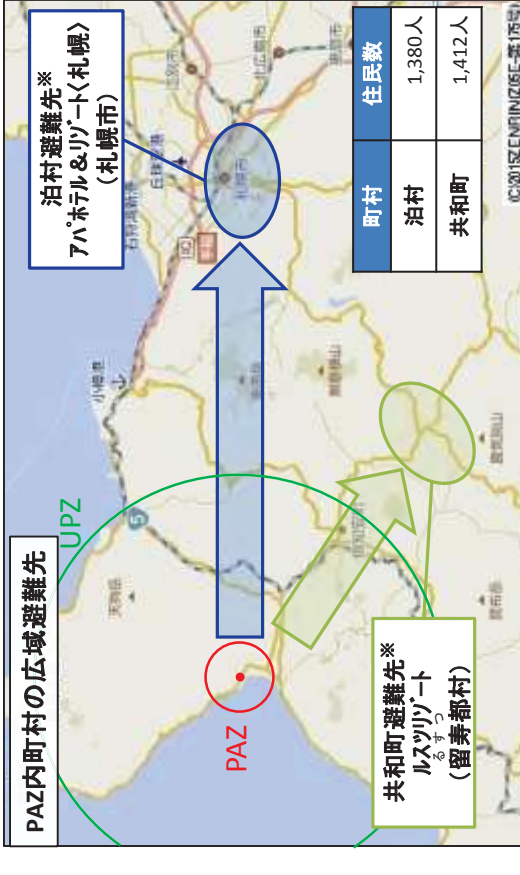
2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階は放射性物質放出前から原子力施設の状態等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- EAL (Emergency Action Level) による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状態等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準 (EAL) を設定。
EALに基づき、避難等の防護措置を実施。
※施設敷地緊急事態避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の余地により健康リスクが高まるおそれのある者は速べい物置の高い建物等に屋内退避する。
 - OIL (Operational Intervention Level) による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリング センサーを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準 (OIL) に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- PAZ内、UPZ内の各町村の住民の避難先は、札幌市などの道央圏内で確保。
- 避難先は、良好な環境のもとで避難生活を送れるよう、ホテル、旅館等を指定。
- 自然災害等を考慮して、町村毎に避難先までの避難経路を複数設定。



※不測の事態により上記避難先に避難できない場合は、北海道が調整の上、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保

※不測の事態により上記避難先に避難できない場合は、北海道が調整の上、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保

備考

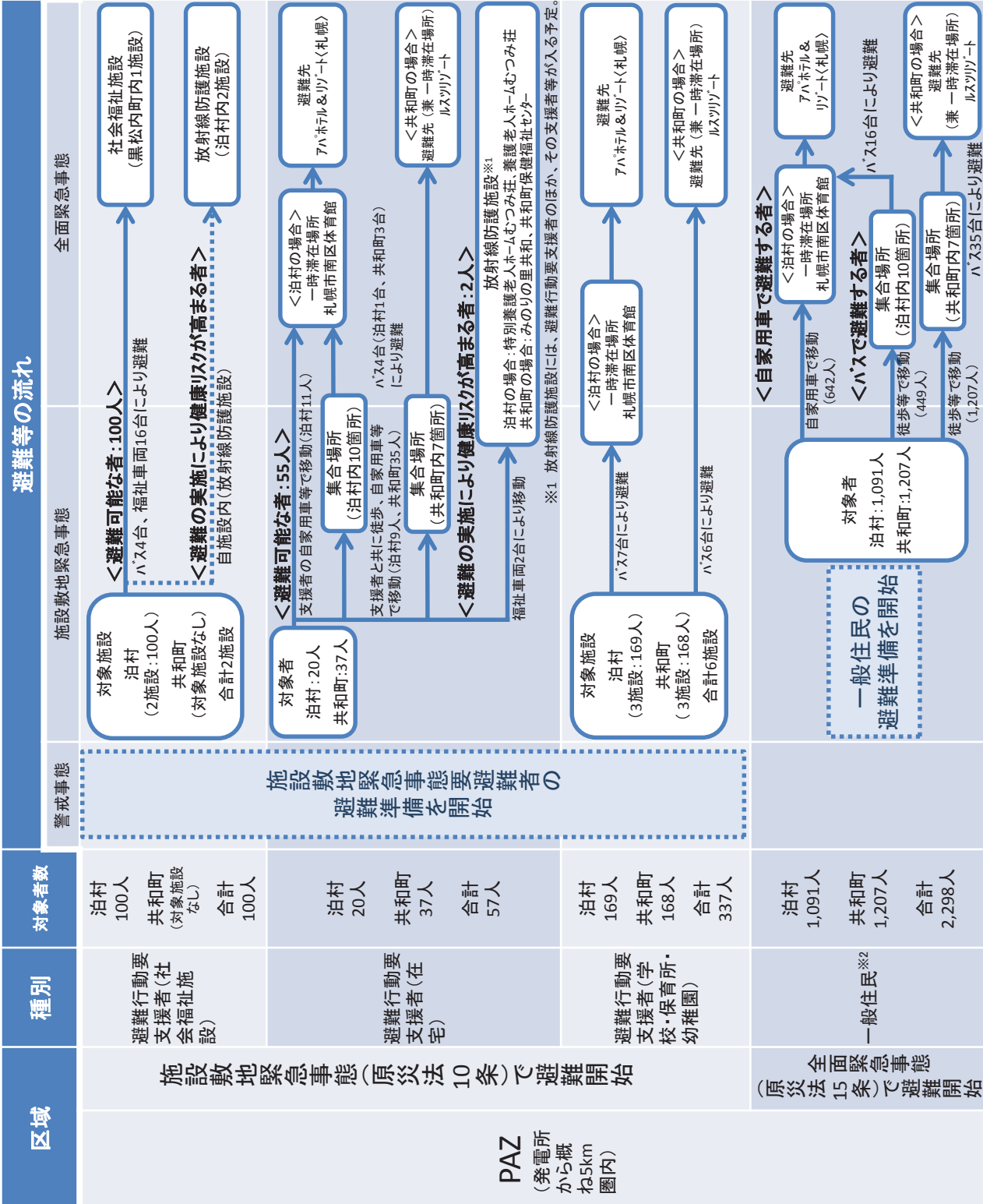
- 施設の避難計画において、避難先施設を設定。
- 避難の実施により健康リスクが高まると判断される場合は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。

- 泊村の避難行動要支援者は、あらかじめ定められた一時滞在場所：札幌市南区体育館を経由して、避難先：7ハホテル&リゾート(札幌)へ避難。
- 共和町の避難行動要支援者は、あらかじめ定められた避難先(兼一時滞在場所)：ルスツリゾートへ避難。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護施設へ輸送。

- 泊村の学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。一時滞在場所：札幌市南区体育館に移動後、保護者に引き渡す。
- 共和町の学校・保育所・幼稚園の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。一時滞在場所：(兼一時滞在場所)：ルスツリゾートに移動後、保護者に引き渡す。

- 泊村の住民は、自家用車又はバスにより、あらかじめ定めた一時滞在中に、泊村市南区体育館を経由して、避難先：7ハホテル&リゾート(札幌)へ避難。
- 共和町の住民は、バスにより、あらかじめ定められた一時滞在中に、泊村市南区体育館を経由して、避難先：7ハホテル&リゾート(札幌)へ避難。
- 北海道が「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に要請。

泊地域の緊急時対応(概要版) ②PAZにおける避難・屋内退避の考え



※2 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字である。

泊地域の緊急時対応（概要版）

③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	警戒事態	施設敷地緊急事態	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ	備考
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	避難行動要支援者(医療機関)	11施設 997床			<p>全面緊急事態で屋内退避を開始。その後緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシールドを超える区域が特定された場合は、当該区域の住民の一時移転を実施</p> <p>屋内退避(14施設: 997床) → 一時移転対象病院※1 → 一時移転(33施設) → 受入先災害拠点病院※1 (33施設) → 受入可能人数: 4,633人</p> <p>一時移転の指示</p> <p>※1 北海道災害対策本部原子力災害医療チームが、受入に関する調整を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済み。 一時移転の防護措置が必要となった場合、北海道の調整により、隣接管内等の災害拠点病院入院患者を移転・収容。
	避難行動要支援者(社会福祉施設)	68施設 2,713人			<p>屋内退避(68施設: 2,713人) → 一時移転対象福祉施設 → 一時移転(179施設) → 避難先福祉施設※2 (179施設) → 受入可能人数: 2,713人</p> <p>一時移転の指示</p> <p>※2 あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合は、北海道が代替の受入施設(683施設2,295人受入可能)を調整。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済みであり、施設ごとにあらかじめ受け入れ施設を確保。 あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、北海道が代替の受入施設を調整。
	避難行動要支援者(在宅)	9,556人			<p>屋内退避(9,556人) → 一時移転対象者 → 一時移転(277施設) → 避難先ホテル・旅館 (277施設)</p> <p>一時移転の指示</p> <p>※3 一時滞在場所(支援者同乗)により移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一時移転が必要となった避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在場所に、その後、避難生活環境がより良いホテル・旅館に優先的に移動。
	避難行動要支援者(学校・保育所・幼稚園)	97施設 8,623人			<p>対象施設(97施設) → 一時移転(8,623人) → 一時移転(277施設) → 避難先ホテル・旅館 (277施設)</p> <p>一時移転の指示</p> <p>＜引き渡しできなかった児童等＞</p> <p>一時滞在場所※3 (一時滞在場所で保護者に引き渡し) → 一時移転(277施設) → 避難先ホテル・旅館 (277施設)</p> <p>バス(教職員同乗)により避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しができなかった場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき一時滞在場所に移動し、保護者に引き渡す。
一般住民※4	52,760人				<p>屋内退避(52,760人) → 一時移転対象者 → 一時滞在場所※3 → 一時移転(277施設) → 避難先ホテル・旅館 (277施設)</p> <p>一時移転の指示</p> <p>自家用車、バス等により移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。 自家用車や北海道が準備したバス等で移動。
合計	74,649人					<p>北海道の要請に基づき、北海道バス協会が、後述地域のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達。不足する場合は隣接地域、さらには不足する場合は北海道全域のバス事業者と順次調整を行い輸送手段を調達。</p>

※3 赤井川村については、避難先施設(キロリット)が一時滞在場所の機能を有する。

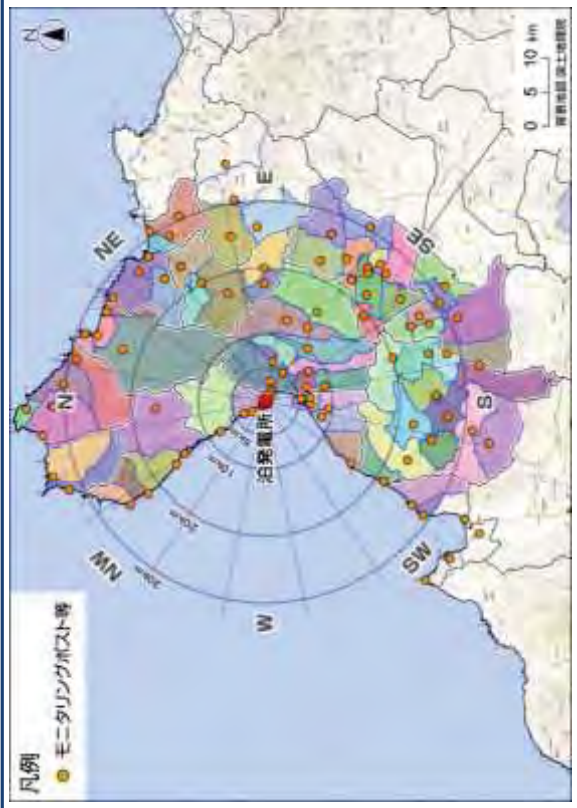
※4 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の合計数を引いた数字である。

※5 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシールドを超える区域が特定された区域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を受けた上で、一時滞在場所において受付をを行い、避難先のホテル・旅館等へ移動。

泊地域の緊急時対応（概要版） ④住民の安全確保に向けた主な対策

1. 泊地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転の実施単位

緊急時モニタリング地点83地点（PAZを除く）を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布と緊急配布

泊村では、PAZ内住民を対象に住民説明会を開催し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
共和町では、避難を行う際にPAZ集合場所にて安定ヨウ素剤を緊急配布することとしており、PAZ内住民を対象に事前問診を実施。
今後も継続して説明会を実施し、転入者等への配布や事前問診を実施。

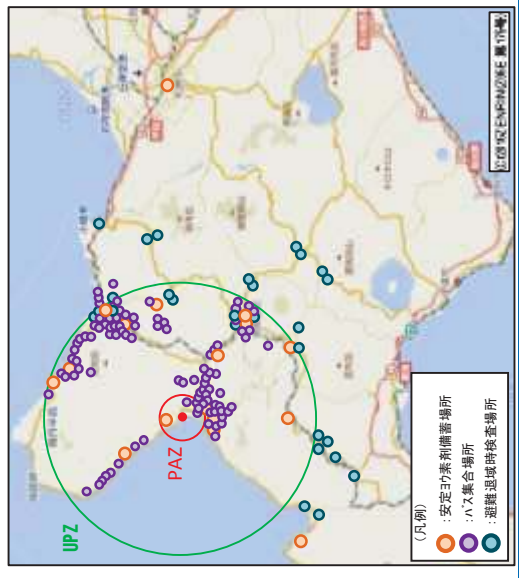
町村名	対象住民数	配布者数
泊村	1,262人	1,070人
共和町	1,134人	933人

＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

＜安定ヨウ素剤緊急配布（避難風景）＞

3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

北海道では、避難住民等に対する安定ヨウ素剤及び乳幼児向け及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄を実施。
避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布が必要となった場合には、PAZ集合場所や避難区域時検査場所等、対象住民等に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所
北海道：17箇所

道及び町村職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

各町村が指定するPAZ集合場所での緊急配布※1
(料94箇所)

泊村：3箇所
共和町：21箇所
岩内町：14箇所
余市町：26箇所
倶知安町：9箇所

避難区域時検査場所での緊急配布※2
赤井川村：3箇所
共和町：3箇所
余市町：5箇所
赤井川村：5箇所

※1 PAZ集合場所等で緊急配布する10町村の住民は、避難区域時検査場所（候補地計27箇所）でも緊急配布を受けられる
※2 避難区域時検査場所での配布については、候補地のうち5箇所は北海道が指定する箇所において配布

4. 避難区域時検査場所の候補地の設定

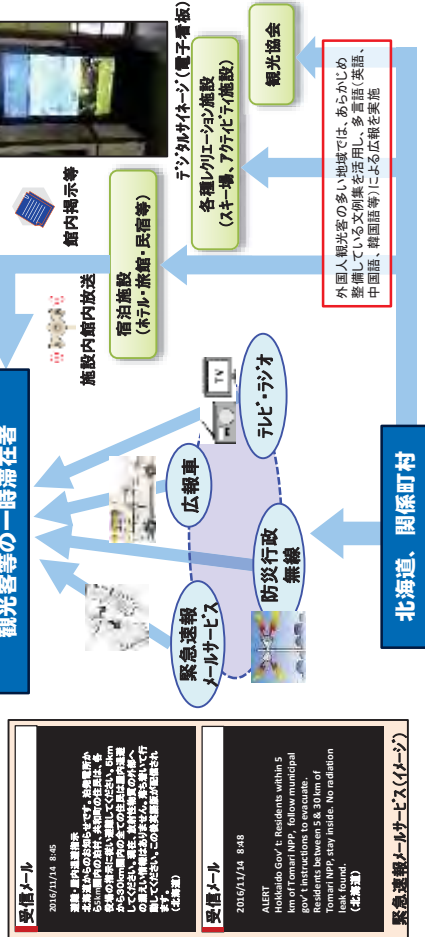
北海道では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口等を考慮し、避難元町村と各避難区域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。

ルート	検査場所	避難元町村
1	①余市PAZ集合場所（国道空港）②中央水産試験場③余市河川漁港④道の駅「ハースPAZよちい」⑤おたるのPAZ広場	泊村、神内町、共和町、余市町
2	①都立運動公園（赤井川村）②道の駅あかひがわ③赤井川村山手山生活文化支援センター（400メートル入口）④400メートル	仁木町、赤井川村
3	①後志総合振興局倶知安町中学校②旧豊後中学校③京極町総合体育館④京極町一ツノパーク⑤豊前町民公園⑥豊前町民公園⑦豊前町民公園⑧豊前町民公園⑨豊前町民公園⑩豊前町民公園⑪豊前町民公園⑫豊前町民公園⑬豊前町民公園⑭豊前町民公園⑮豊前町民公園⑯豊前町民公園⑰豊前町民公園⑱豊前町民公園⑲豊前町民公園⑳豊前町民公園㉑豊前町民公園㉒豊前町民公園㉓豊前町民公園㉔豊前町民公園㉕豊前町民公園㉖豊前町民公園㉗豊前町民公園㉘豊前町民公園㉙豊前町民公園㉚豊前町民公園㉛豊前町民公園㉜豊前町民公園㉝豊前町民公園㉞豊前町民公園㉟豊前町民公園㊱豊前町民公園㊲豊前町民公園㊳豊前町民公園㊴豊前町民公園㊵豊前町民公園㊶豊前町民公園㊷豊前町民公園㊸豊前町民公園㊹豊前町民公園㊺豊前町民公園	岩内町、倶知安町
4	①道の駅「ニセコ」PAZ集合場所②道の駅「ニセコ」PAZ集合場所③道の駅「ニセコ」PAZ集合場所④道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑤道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑥道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑦道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑧道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑨道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑩道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑪道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑫道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑬道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑭道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑮道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑯道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑰道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑱道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑲道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑳道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉑道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉒道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉓道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉔道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉕道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉖道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉗道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉘道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉙道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉚道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉛道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉜道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉝道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉞道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉟道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊱道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊲道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊳道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊴道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊵道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊶道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊷道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊸道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊹道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊺道の駅「ニセコ」PAZ集合場所	共和町、ニセコ町
5	①道の駅「らんらん」PAZ集合場所②道の駅「らんらん」PAZ集合場所③道の駅「らんらん」PAZ集合場所④道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑤道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑥道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑦道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑧道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑨道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑩道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑪道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑫道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑬道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑭道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑮道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑯道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑰道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑱道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑲道の駅「らんらん」PAZ集合場所⑳道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉑道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉒道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉓道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉔道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉕道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉖道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉗道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉘道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉙道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉚道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉛道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉜道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉝道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉞道の駅「らんらん」PAZ集合場所㉟道の駅「らんらん」PAZ集合場所㊱道の駅「らんらん」PAZ集合場所㊲道の駅「らんらん」PAZ集合場所㊳道の駅「らんらん」PAZ集合場所㊴道の駅「らんらん」PAZ集合場所㊵道の駅「らんらん」PAZ集合場所㊶道の駅「らんらん」PAZ集合場所㊷道の駅「らんらん」PAZ集合場所㊸道の駅「らんらん」PAZ集合場所㊹道の駅「らんらん」PAZ集合場所㊺道の駅「らんらん」PAZ集合場所	倶知安町
6	①道の駅「ニセコ」PAZ集合場所②道の駅「ニセコ」PAZ集合場所③道の駅「ニセコ」PAZ集合場所④道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑤道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑥道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑦道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑧道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑨道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑩道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑪道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑫道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑬道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑭道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑮道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑯道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑰道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑱道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑲道の駅「ニセコ」PAZ集合場所⑳道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉑道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉒道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉓道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉔道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉕道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉖道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉗道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉘道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉙道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉚道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉛道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉜道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉝道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉞道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㉟道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊱道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊲道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊳道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊴道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊵道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊶道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊷道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊸道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊹道の駅「ニセコ」PAZ集合場所㊺道の駅「ニセコ」PAZ集合場所	共和町、ニセコ町

泊地域の緊急時対応（概要版）⑤泊地域の現状に応じた対策

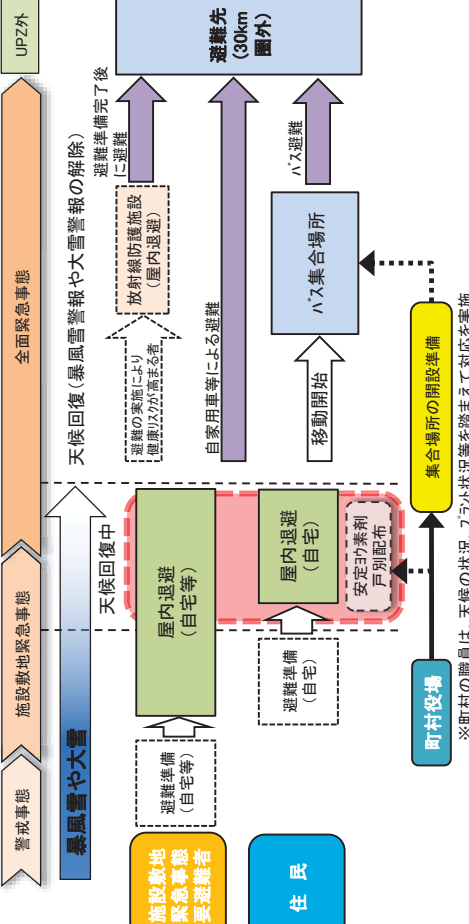
1. 観光客等の一時滞在者への情報伝達体制

- ▶ 北海道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。更に、各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設に対して、通信ネットワークを活用して連絡を行い、観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- ▶ 外国人観光客が多い地域では、あらかじめ整備している文例集を活用し、英語など多言語により情報を伝達。



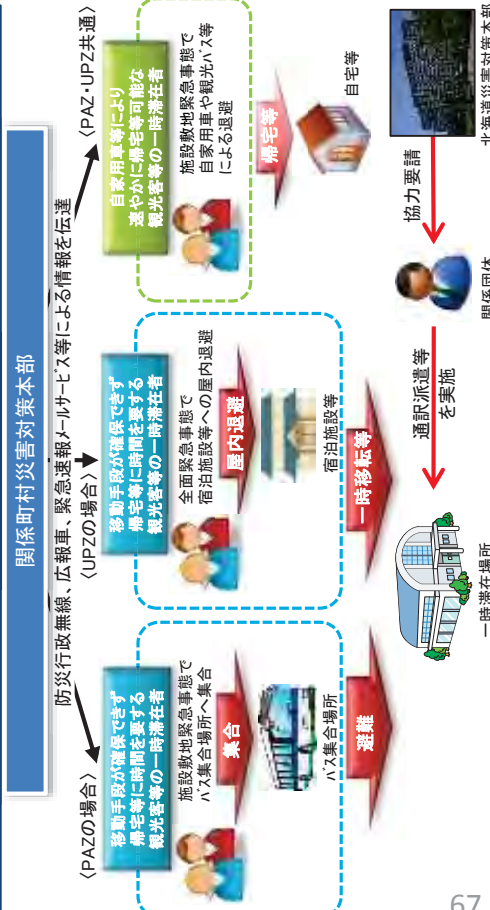
3. 暴風雪や大雪時における対応

- ▶ 暴風雪や大雪時（原則として暴風雪警報または暴風雪特別警報もしくは大雪警報の発表時）における避難行動では、車の立往生や交通事故等の二次災害を回避する必要があるため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施。
- ◀ 全面緊急事態で天候が回復した場合のPAZ内住民の防護措置 ▶



2. 観光客等の一時滞在者の防護措置

- ▶ 速やかに帰宅等可能な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で帰宅やUPZ圏外への退避を実施。
- ▶ 帰宅等に時間を要する観光客等の一時滞りについては、PAZ内では施設敷地緊急事態でバス集合場所からバス退避を実施。UPZ内では全面緊急事態で宿泊施設等での屋内退避を実施し、一時移動が必要になった場合は、関係町村が準備した一時滞在場所へ移動。



4. 降雪時の避難経路の確保

- ▶ 北海道は、北海道防災会議にて北海道雪害対策連絡部局を設置し、関係機関とともに路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、緊急時についても適切に除雪を実施。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



除雪機械 (例)

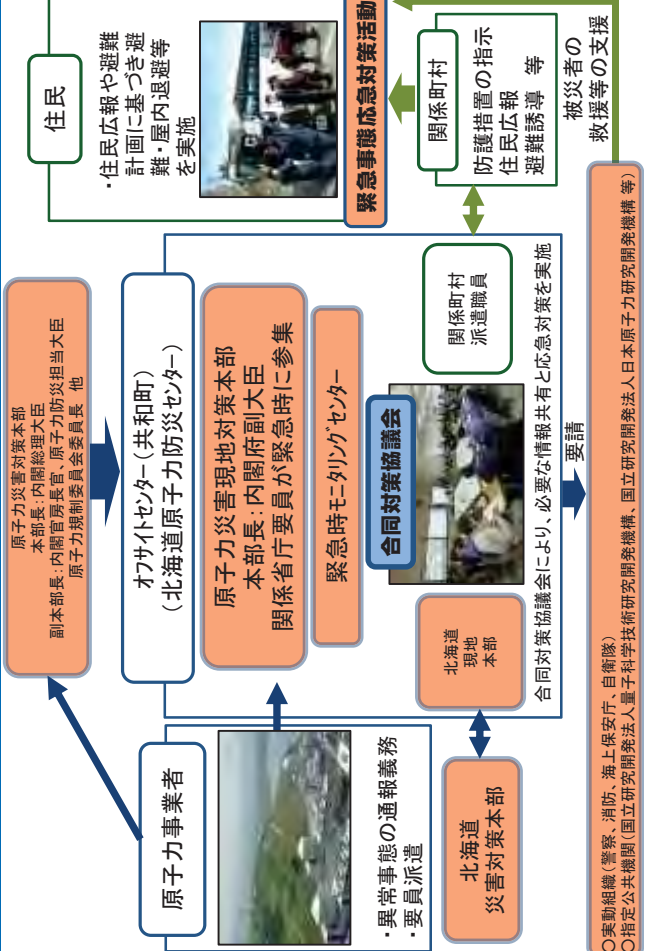
重点区域13町村	727台	88台
＜除雪機械の保有台数＞		
うち、泊村及び共和町		

(凡例) 除雪活動拠点
 ● : 国 (北海道開発局)
 ● : 北海道 (後志総合振興局)
 ● : 関係町村

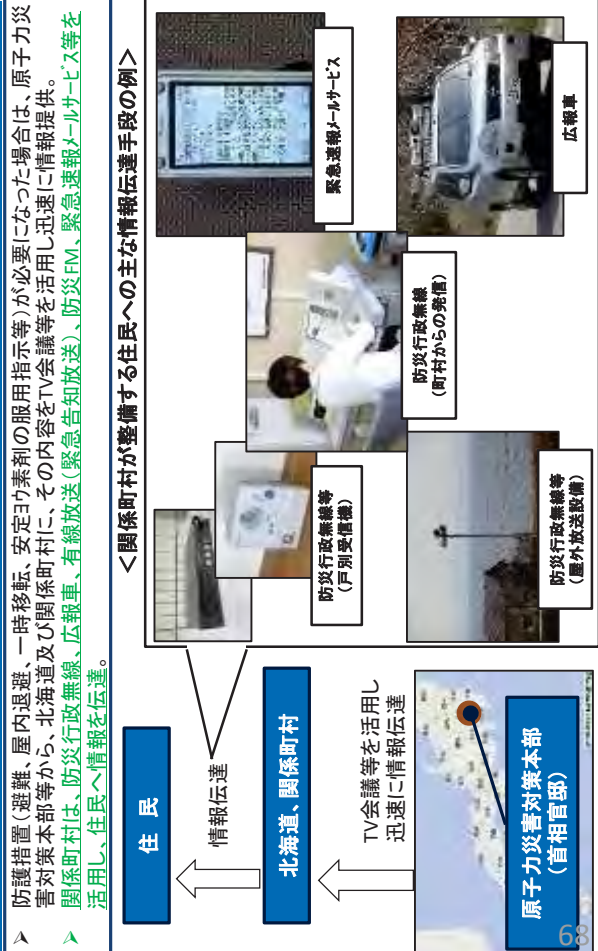
国道路
 道道路、町村道
 札幌自動車道、道央自動車道

泊地域の緊急時対応（概要版）

1. 緊急時対応体制

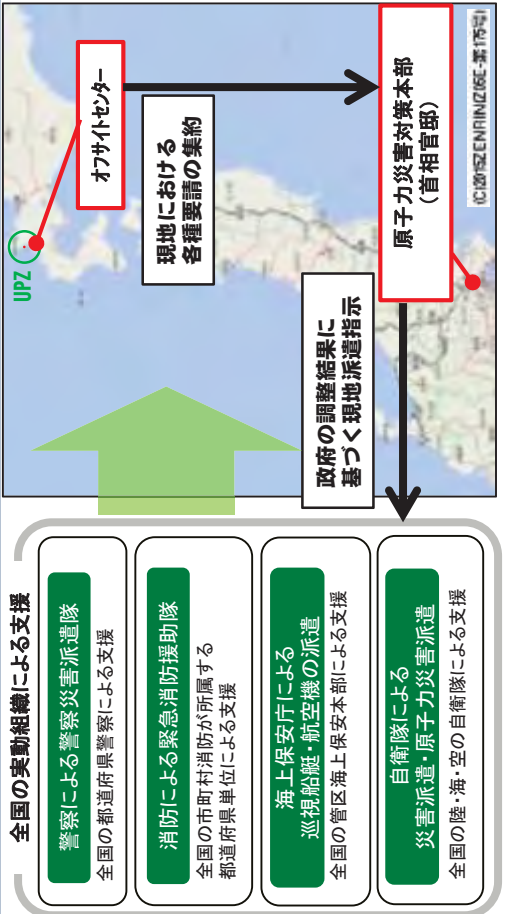


2. 住民への情報伝達体制



3. 実動組織の広域支援体制

地域レベルで対応が困難な場合は、北海道、関係町村からの要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施**。
オフサイトセンターにおいて集約した関係町村からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じて**全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援を実施**。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

